



昨今の「経済の安全保障化」がもたらす 国際経済法の構造変化

国際社会学部 国際社会学科
平見 健太 准教授

現代における国際社会の変容・不安定化が、国際法秩序にもたらす構造変化を研究しています。近年ではとくに、経済と安全保障の接近・融合傾向、すなわち「経済の安全保障化 (securitization of economy)」の動向に着目しています。詳しく説明すると、①異質な政治・経済体制を備えた中国の台頭による国際政治の不安定化や、②デジタル革命などの技術革新による軍事用 / 民生用技術の相対化、さらには③近時の COVID-19 の蔓延やロシアのウクライナ侵攻を契機とするサプライチェーンの寸断といった種々の要因を背景に、今日の国際社会では、経済と安全保障の接近・融合傾向＝「経済の安全保障化」が急速に進行しています。我が国においても、ここ数年のあいだにいわゆる経済安全保障に関する論議が盛んになり、2022年には経済安全保障推進法が成立しましたが、こうした動きもまた、以上の国際社会の潮流の一例にほかなりません。こ

した動向の是非はともかくとして、上述した諸要因がいずれも一時的なものではなく、中長期的な課題ないし懸念事項である以上、「経済の安全保障化」の流れは今後も広がってゆくものと思われ、こうした流れが進めば進むほどに、一層広範な経済活動（たとえば商品やサービスの取引、知的財産制度）が、国家の安全保障上の理由に基づく規制の対象となる可能性があります。

以上のように、「経済の安全保障化」という国際社会の大きな流れを背景に、諸国のあいだでは市場に対する国家介入の増大とその常態化が進んでおり、国家と市場の関係性に重大な変化が生じつつあります。こうした変化が、自由市場の理念を存立基盤とする戦後以来の国際経済法秩序（とくに GATT/WTO 体制）にいかなる構造変化をもたらすのかを解明することが、本研究の目的です。

平見准教授
教員情報のページ
(URL)

